

第5条から第10条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第11条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		日釣現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	3,500円	15,000円	3,500円
雑魚	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	1,500円	7,000円	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		日釣現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、女性の者	2,000円	8,000円	3,000円
	高校生以下	無料	無料	—
雑魚	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、女性の者	1,000円	4,000円	1,500円
	高校生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現

第5条から第10条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第11条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		日釣現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣・ <u> </u>	3,500円	15,000円	3,500円
雑魚	手釣・竿釣・ <u> </u>	1,500円	7,000円	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		日釣現場加
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、女性の者	2,000円	8,000円	3,000円
	高校生以下	無料	無料	—
雑魚	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、女性の者	1,000円	4,000円	1,500円
	高校生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定

<p>場加算額をあわせて納付するものとする。</p> <p>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</p> <p>第12条 略</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第13条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、第11条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第14条から第15条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第16条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>	<p>定する現場加算額をあわせて納付するものとする。</p> <p>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</p> <p>第12条 略</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第13条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第14条から第15条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第16条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>	<p>条ズレの修正</p>	
--	--	---------------	--